

2023年度 桃山学院大学大学院研究生出願要項【秋入学者用】

1. 出願資格（本学大学院学則第29条および29条の2に該当する者）

次のいずれかに該当する者とする。

I <博士前期課程>

- ①大学を卒業した者
- ②外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- ③文部科学大臣の指定した者
- ④大学を卒業した者と同等以上の学力を有する者と本大学院において認められた者

II <博士後期課程>

- ①修士の学位を有する者
 - ②外国において修士の学位に相当する学位を授与された者
 - ③文部科学大臣の指定した者
 - ④修士の学位を有する者と同等以上の学力を有する者と本大学院において認められた者
- (注) I-④、II-④に該当する者は、事前審査が必要なため、出願期間前に教務課研究生係まで問い合わせること。
- (注) 外国人留学生については、研究の遂行に必要な日本語能力（日本語能力試験のN2相当レベル）を有していること。

2. 出願期間

[海外・国内在住者] 2023年6月1日（木）～6月7日（水）の9:10～16:40
[2023年度本学大学院入学試験6月受験者] 2023年6月21日（水）～6月23日（金）
(注) 外国人留学生は、必ず出願前に教務課研究生係まで連絡すること。

3. 出願手続

(1) 出願方法 ◆時間外の出願受付は一切行いません

下記の出願書類に検定料（20,000円）を添えて、桃山学院大学教務課研究生係に出願期間内に持参すること。

(2) 出願書類

- ①志願書（本学指定の用紙）
- ②研究計画書（本学指定の用紙）
- ③履歴書（本学指定の用紙・写真添付）
- ④指導教員承諾書（本学指定の用紙）
- ⑤誓約書・保証書（本学指定の用紙）
- ⑥最終出身学校発行の卒業（見込）証明書または修了（見込）証明書及び成績証明書の原本
※日本語と英語以外の言語で記載された証明書の場合は、出身大学・領事館等の公的機関において原本の内容に相違ないという証明を受けた日本語または英語の翻訳を付すること。
- ⑦その他本学が指定するもの
(外国人留学生については、パスポートのほか、在留カードを持参すること。また、日本語能力を証明できる書類を提出すること。)
※本学大学院受験者は、大学院入試合否結果通知文書を持参のこと。

4. 選考方法

書類選考および面接による。海外在住者で面接が不可能な場合は、これに代わる方法によって行う。なお、本学卒業生および修了者は面接を免除することがある。

5. 合否通知送付と入学手続

(1) 合否通知については、2023年7月上旬に文書で通知する。

(2) 合格した者は、下記の入学手続期間に、研究指導料を納付するとともに、②の入学手続書類を桃山学院大学教務課研究生係に提出すること。

なお、期日までに入学手続がなされない場合は、入学の意思がないものとみなす。

① 入学手続期間

2023年7月7日（金）～7月11日（火）

※手続受付時間 平日（土曜日・日曜日を除く月～金曜日）9:10～16:40

②入学手続書類

- I) 学籍簿 II) 学生証作成台帳 III) 研究指導料納付書（コピー）
IV) 最終学歴の卒業証明書または修了証明書 V) 封筒（入学許可書送付用）

③研究指導料

年間 263,000 円（本学の学部卒業生及び大学院修了者については半額とする）および
学生教育研究災害傷害保険料 800 円
年 2 回（前期/後期）納付とし、納入後の返還は一切行わない。

6. 入学許可書

入学手続完了者に対して入学許可書を発行する。

※研究生合格通知後に入学を辞退する場合は、「入学辞退願書」を提出すること。

7. 入学の時期

研究生の入学時期は、2023 年 10 月 1 日とする。

8. 研究期間

研究生の研究期間は、1 年以内とする。ただし、特別の事情がある場合は、願い出により 1 年に限り期間の延長を認めることがある。

9. 履修について

指導教員の指導に基づいて決定する。

※大学院生及び学部生の学修を妨げない範囲において、指導教員の許可を得て履修すること。

※大学院生及び学部生の受講者がいない科目については、履修できない。

※学部の「演習」、語学科目、実習科目、資格関係科目等の履修はできない。

10. 単位の認定

研究生に対しては、単位の認定を行わない。

11. 証明書の発行

希望者に対しては以下の証明書を発行する。

- ①「在学証明書」 ②「在学期間証明書」 （注）研究生の期間終了後より発行可能

12. 研究生証の交付

①桃山学院大学教務課において、入学日以降に「研究生証」を交付する。

②研究生証の交付後は、本学の図書館、その他教育・研究のために設けられている施設、設備を利用することができる。

③学生運賃割引証・通学証明書（通学定期）等の取扱はしない。

13. 許可の取り消し

研究生として、不適当な行為があったときは、所定の手続を経て、許可を取り消すことがある。

【注意事項】

- ①出願に際しては、指導を受けることを希望する教員と事前に十分連絡を取った上で、許可を得ること。「指導教員承諾書」に承認印のない場合は出願することはできない。
- ②出願手続と入学手続は、すべて窓口にて行うこと。海外在住者は出願手続に関して代理人（要：委任状）をたてること。通知等の書類一切は、代理人住所に発送する。
- ③面接・選考は本学が指定した日に必ず受けること。受験できない場合は、不合格となる。
- ④海外在住者については、入学式（授業開始日）までに来日が間に合わない場合がある。
- ⑤受理した書類、検定料及び研究指導料はいかなる理由があっても返還しない。

(出願・問い合わせ先) 桃山学院大学 教務課 大学院研究生係 住 所 〒594-1198 大阪府和泉市まなび野 1-1 電話番号 0725-92-7595
